

令和8年度

# 入園準備のしおり



習志野市立屋敷幼稚園

〒 275-0004 習志野市屋敷 2-1-1

TEL・FAX 047(475)9531

## I 服装

- (1) 園服 : 習志野市立幼稚園指定の冬・夏用園服を着用します。  
アップリケ等をつけると、自分の園服が分かりやすいです。  
ボタンを他の物に付け替える場合は、大きさや形を考慮し、かけづらくならないようにしてください。



- (2) 通園帽子 : 黄色い通園帽子を着用します。  
(3) 靴 : 安全で履きやすい運動靴、上靴は室内用シューズ



- (4) 活動しやすい服装 : 上はTシャツやトレーナーなど、下はズボン、スパッツなど

○サイズのあっているもの  
○Tシャツ・トレーナー・ズボン・スパッツなど  
動きやすいもの  
○自分で着脱できるもの  
  
×フード付・フレアースカートなど  
(遊具にひっかかる・踏んだり、挟んだりする恐れがありますので控えてください)



## 2 持ち物

- «日々持参する物»  
(1) ハンカチ、ティッシュ: 氏名を明記し、ポケットに入れてください。(洋服のポケットでも可)  
(2) 名札 : 左胸につけてください。(※名札は入園時にお渡しします)



(3) カラー帽子 :こまめに洗濯をしてください。



(4) 通園リュック :中に次の物を入れてください。

出席カード :通園リュックのポケットの中に常時入れてください。

お手拭きタオル :ループを付けてください。

毎日きれいなものを通園リュックの中に入れてください。

給食セット :給食のある日に持たせてください。



中に お手拭きタオル  
給食セット カラー帽子



ポケットに 出席カード

- 通園リュック  
・目印のキー ホルダーは  
一つにしてください。  
・おもちゃになる物は控  
えてください。

(5) 水筒



:内容量350~500ml位のもの

\*衛生上、ストロー式は避けてください。

\*行事の際には肩ひもをつけてきていただくこともあります。

\*名札の裏面・出席カードの園児・保護者等個人名記入欄の個人情報につながるものは、記入しないでください。

#### «週始めに持参し週末持ち帰る物»

(1) 上靴 :週末に持ち帰りますので、洗った物を週明け(休み明け)上靴袋に入れて持たせてください。

#### «園に常時置いておく物»

(1) 着替え袋 :服が汚れた時に着替える服を入れて園に常時置いておきます。  
使い持ち帰りましたら、翌日補充分を持たせてください。

(2) 手さげ袋 :制作物を入れるために使用します。  
持ち帰った翌日は忘れずに持たせてください。

(3) 防災頭巾 :学期始めに持参いただき学期末に持ち帰ります。

\*上靴や着替えを忘れた場合は、幼稚園の物をお貸しますので、職員室までお申し出ください。  
借用後は必ず洗って早めに職員室まで御返却ください。  
\*パンツ(下着)については衛生上新品をお渡しますので、新品を御返却ください。

#### «行事などの際に使用する物»

(1) レインコート :フード付き 黒や黄色以外の物(ハチ・虫対策)

## 《持ち物のお願い》

- ・全てに園児名を平仮名フルネームで書いてください。
- 手さげ袋、着替え袋、上靴袋、給食袋は、確認しやすいよう外側に記名してください。

① 手さげ袋



制作物を入れて持ち帰る時等  
に使います。

② 着替え袋



下げた長さは50cmくらいです。  
衣類を濡らした時などの着替え用の服を入れます。

③ 上靴袋



④ お手拭タオル



⑤ 上靴



サイズが合っているもの  
ので、靴底がしっかりと  
しているもの。

かかと部分にも記名

⑥ 防災頭巾



クラスカラーフェルト  
をリボン型に縫い付  
けていただきます。  
(園から配布します)

⑦ 給食に必要な物(給食セット)



コップ・スプーン・箸・ランチョンマット  
おしごり・歯ブラシを入れます。

⑧ 雑巾 2枚

作り方やサイズについては入園後、学年だよりにてお知らせいたします。

## 3 登園・降園 及び 園児引き渡しカードとIDカードの持参について

- (1) 登園時間は8:50～9:00です。8:50になりましたら、園長、または教頭が玄関の扉を開け、受け入れをします。(早めに来た方は、玄関付近でお待ちください。)
- (2) 保護者が責任をもって、児童票に記載いただきました通園路を歩いてください。
- (3) 徒歩または自転車通園を原則とします。自転車で通園をする場合は、駐輪場に正しく駐輪してください。  
車での登降園はできませんが、やむを得ない事情がある場合は園長にお申し出ください。
- (4) 送迎は保護者の方がお願いします。兄姉の送迎は御遠慮ください。保護者以外の方が送迎する際は予め職員に御連絡ください。
- (5) 来園される際は、必ず園児引き渡しカードとIDカードを御持参ください。首からかけ、名前が見えるようにしてください。IDカードはPTAより配布されます。ホルダーは各自御用意ください。
- (6) 園児引き渡しカードとIDカードを付けていない方がお迎えにいらした場合、お子さまをお渡しする際に身分証明書の提示など本人確認をさせていただきますので御了承ください。

#### 4 園庭開放及び預かり保育について

- (1) 降園後1時間、園庭を開放しています。保護者の見守りのもと安全に楽しく過ごしましょう。  
遊び方や使える遊具については玄関の掲示をご確認ください。
- (2) 保育終了後から午後5時まで預かり保育を実施しています。  
事前に申し込みが必要です。(1号認定の方は有料)  
\*祝日や土日は実施しません。行事の関係で実施しない日もあります。  
\*長期休業中も実施予定です。(令和7年度実績…夏季・冬季・春期休業中など)  
\*毎月の園だよりで翌月の預かり保育実施予定をお知らせします。

#### 5 投薬について

習志野市医師会の指導により、園では、薬の誤飲を防止するため、投薬は行っておりません。どうしても薬を飲ませなくてはならない場合は、保護者の方に幼稚園に来ていただき飲ませてもらうようにしています。事前に教頭にお知らせください。

#### 6 保護者連絡用アプリ「コドモン」について

園からの手紙やお知らせは基本「コドモン」から配信します。緊急時にも使用しますので、必ず登録をお願いいたします。

#### 7 その他

- (1) 担任への連絡は、保育時間中を避けてください。
- (2) 諸経費納入や提出物などの期限を厳守してください。
- (3) 大きな地震(震度5弱以上)や、突発的な災害などの場合は、園内で避難体制を取ります。

保護者の方や御家族の安全を確保した上でお迎えに来てください。お迎えにいらっしゃるまでは幼稚園でお子さまをお預かりしています。

避難場所…幼稚園玄関

\*状況によっては避難場所が変更になる場合もあります。

## 8 諸届について

- (1) 欠席、早退、遅刻届：連絡はコドモンで8時30分までにお知らせください。  
電話・FAXも可能ですが、事後に必ずコドモンへの入力もお願いします。
- (2) 住所変更届：住所が変更する場合は変更届と支給認定証を添えて提出してください。
- (3) 退園届：住居の移転やその他の理由で幼稚園をやめる場合提出してください。
- (4) 休園届：病気や入院、保護者の方の出産など、家庭の事情で幼稚園を長期に休む場合提出してください。併せて、給食を止めることも可能です。
- (5) 復園届：休園期間が終わり幼稚園に再び登園する場合  
\* (2) から (5) については幼稚園に指定の用紙があります。事由が発生次第、報告してください。  
い。事務手続き上10日前までにお願いします。  
\*交通事故、その他の事故や災害に関しましても必ず届け出てください。
- (6) 学校感染症等  
医師に感染症と診断された場合、速やかに園にお知らせください。  
学校感染症は、申し出のあった日から出席停止扱いになり、欠席にはなりません。  
\*出席停止の期間は医師の診断にしたがってください。  
\*出席停止の期間が終了し、登園し始める際には、習志野市登所・登園届(保護者記入)を提出していただきます。  
\*用紙を添付しますのでコピーして提出していただいてもかまいません。習志野市のホームページからもダウンロードできます。

(7) 給食の取り消し

給食の取り消しには、材料発注上、申し出から中3日が必要となります。従って保護者の方から申し出のあった日の4日目から取り消すことができます。再開する際も同様に4日ほどかかります。取り消し御希望の方は教頭までお申し出ください。

支給認定証はなくさないように保管してください  
住所や勤務先などに変更が生じた際に、提出が必要となります。  
なくさないように保管してください。

## 習志野市登所・登園届（保護者記入）

乳幼児が集団で生活を共にする施設においては、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことが、大切です。下記の感染症にかかった場合には医師の診断に従い、登所・登園届を保護者の方が記載して提出をお願いします。

施設名 \_\_\_\_\_ クラス \_\_\_\_\_ 児童名 \_\_\_\_\_

該当疾患に ○	疾 患 名	登所・登園のめやす
	インフルエンザ(A・B)	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで(※) ◎発症した日 月 日    ◎解熱した日 月 日
	新型コロナウイルス 感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで(※) (症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあること) ◎発症した日 月 日    ◎症状軽快した日 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しが痂皮(かさぶた)化していること
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
その他、適切な対応が必要な感染性疾患		
※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症		
	伝染性膿瘍(とびひ)	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆う

(※)日数の数え方：発症、解熱、症状軽快した当日を0日とし、翌日から1日、2日…と数える

医療機関名 \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診)において上記の  
診断を受けましたが、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、  
年 月 日より 登所・登園いたします。

保護者名 \_\_\_\_\_

